

## 令和7年第3回中間市議会定例会会期日程

(会期 5月22日～5月23日：2日間)

月	日	曜	本会議	委員会	審査事項
5月22日	木	開議 午前10時			1. 会期の決定 2. 承認第1号～承認第3号 3. 第32号議案～第36号議案 「議案上程・提案理由説明・質疑」 「討論・採決・委員会付託」
			総合政策 委員会		
			市民厚生 委員会		
			産業消防 委員会		
5月23日	金	開議 午前10時			1. 第32号議案～第38号議案 「議案上程・提案理由説明・委員長報告」 「質疑・討論・採決・委員会付託」
			総合政策 委員会		
		開議 委員会終了後			2. 第37号議案・第38号議案 3. 意見書案第3号・意見書案第4号 「議案上程・提案理由説明」 「委員長報告・質疑・討論・採決」



## 諸 般 の 報 告

第3回中間市議会定例会

令和7年5月22日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和7年3月27日、4月7日、4月14日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 令和6年度一般会計及び特別会計等  | 令和7年1月～2月分 |
| (2) 令和6年度中間市水道事業会計    | 令和7年1月～2月分 |
| (3) 令和6年度中間市公共下水道事業会計 | 令和7年1月～2月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和7年3月27日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| (1) 介護保険課   | 令和4年度<br>令和5年度          |
| (2) デジタル推進課 | 令和3年度<br>令和4年度<br>令和5年度 |
| (3) こども未来課  | 令和4年度<br>令和5年度          |

3. 地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度中間市公共下水道事業会計予算繰越計算書を令和7年5月1日付で市長から受領した。

4. 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度中間市一般会計繰越明許費繰越計算書を令和7年5月14日付で市長から受領した。
5. 地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和6年度中間市一般会計継続費繰越計算書を令和7年5月14日付で市長から受領した。
6. 地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和6年度中間市水道事業会計継続費繰越計算書を令和7年5月16日付で市長から受領した。

(意見書の提出)

7. 令和7年3月26日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

#### 記

- (1) 「軍事国債」の発行中止を求める意見書
- (2) 高額療養費制度改悪に反対する意見書

---

令和7年 第3回 6月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

令和7年5月22日 (木曜日)

---

議事日程 (第1号)

令和7年5月22日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(中間市市税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 3 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(中間市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
(日程第2～日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第32号議案 令和7年度中間市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 第33号議案 令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)
- 日程第 7 第34号議案 令和7年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)  
(日程第5～日程第7 提案理由説明・質疑・委員会付託)
- 日程第 8 第35号議案 中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例  
(日程第8 提案理由説明・質疑・委員会付託)
- 日程第 9 第36号議案 中間市道路線の認定について  
(日程第9 提案理由説明・質疑・委員会付託)
- 日程第10 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員 (15名)

1番 小林 信一君

2番 堀田 克也君

3番 田口 善大君	4番 蛙田 忠行君
5番 柴田 芳信君	6番 田口 澄雄君
7番 山本 慎悟君	8番 安田 明美君
9番 掛田るみ子君	10番 中尾 淳子君
11番 阿部伊知雄君	12番 大和 永治君
13番 柴田 広辞君	14番 下川 俊秀君
16番 中野 勝寛君	

---

欠席議員（1名）

15番 井上 太一君

---

欠 員（0名）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 福田 浩君	副市長 …………… 田代 謙介君
教育長 …………… 蔵元 洋一君	総務部長 …………… 後藤 謙治君
総務部参事 …………… 持田 将一君	未来創造部長 …… 井上 篤君
未来創造部参事 …… 熊谷憲一郎君	市民部長 …………… 北原 鉄也君
保健福祉部参事 …… 岩切 伸一君	教育部長 …………… 清水 秀一君
建設産業部長 …… 白石 和也君	
環境上下水道部長 ……………	亀井 誠君
消防長 …………… 波多野暢俊君	総務課長 …………… 久野 朋博君
企画課長 …………… 佐野 耕二君	
デジタル推進課長 ……………	影平 浩一君
生活支援課長 …… 岩佐 剛君	医療保険課長 …… 八汐 雄樹君
市民課長 …………… 江藤 哲君	課税課長 …………… 深川 英明君
人権男女共同参画課長 ……………	石井 浩司君
建設課長 …………… 小土井 崇君	消防本部次長 …… 永尾 貴志君

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 志垣 憲一君	書 記 熊谷 浩二君
書 記 山本 和美君	書 記 黒川美寿穂君

---

## 議案の委員会付託表

令和 7 年 5 月 2 2 日  
第 3 回中間市議会定例会

議案番号	件 名	付託委員会
第 3 2 号議案	令和 7 年度中間市一般会計補正予算（第 2 号）	別 表 1
第 3 3 号議案	令和 7 年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）	市民厚生
第 3 4 号議案	令和 7 年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第 1 号）	
第 3 5 号議案	中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	総合政策
第 3 6 号議案	中間市道路線の認定について	産業消防

別表 1

令和7年度中間市一般会計補正予算（第2号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	別表 2

別表 2

歳入

款別	款名	項別	付託委員会
14	国庫支出金	全 項	市民厚生

歳出

款別	款名	項別	付託委員会
1	議会費	全 項	総合政策
2	総務費	全 項（他の所管に係る分を除く。）	
		1項1目	市民厚生

午前 10 時 00 分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 15 名で、定足数に達しております。これより、令和 7 年第 3 回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付しております。朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第 1. 会期の決定

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日及び 5 月 23 日の 2 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は 2 日間と決しました。

---

### 日程第 2. 承認第 1 号

### 日程第 3. 承認第 2 号

### 日程第 4. 承認第 3 号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 2、承認第 1 号から日程第 4、承認第 3 号までの専決処分 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第 1 号及び承認第 2 号につきましては、関連がございますので、あわせてご報告申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国における令和 7 年度の税制改正により、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が本年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、中間市市税条例及び中間市都市計画税条例を改正する必要が生じましたが、法律の施行日が原則として本年 4 月 1 日でありましたことから、税制の一体的な執行のため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日付けで専決処分といたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、承認第1号の中間市市税条例の一部を改正する条例につきまして、主な内容をご説明いたします。

まず、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、地方税法において、新たに個人住民税の特定親族特別控除が創設されたことに伴い、関連する規定を調整するものでございます。なお、特定親族特別控除とは、居住者と生計を同じくする年齢19歳以上23歳未満の親族等かつその居住者の配偶者、青色申告専従者等及び控除対象扶養親族に該当しないものであって、合計所得金額が123万円以下であるものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から、親族等の所得に応じた額を段階的に控除する制度でございます。

また、二輪車の車両区分の見直しといたしまして、令和7年11月から新たな排ガス規制が適用されることにより、既存の50cc以下の原動機付自転車の生産が困難になることから、原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の新基準を設けた上で、軽自動車税種別割の税率を2,000円とするものでございます。

また、国のたばこ税の見直しに伴い、課税の適正化の観点から、加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは、紙巻たばこ一本として課税する仕組みとするものでございます。

また、公示送達の方法について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法律の施行日に合わせ、原則として令和7年4月1日とし、その他地方税法等の改正に合わせた個別の施行日といたしております。

次に、承認第2号の中間市都市計画税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

条例改正の内容といたしましては、法律の改正に伴い、条例で引用しております地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の項にずれが生じたことから、これを改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法律の施行日に合わせ、令和7年4月1日といたしております。

次に、承認第3号、中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国における令和7年度の税制改正により、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、中間市国民

健康保険税条例を改正する必要が生じましたが、政令の施行日が本年4月1日でありましたことから、税制の一体的な執行のため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、まず、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に引き上げるとともに、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げるものでございます。

また、低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減措置の拡充を図るものでございます。

具体的には、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の軽減判定の基準の算出におきまして、一人当たりの加算額を、5割軽減にあたっては29万5,000円を30万5,000円に、2割軽減にあたっては54万5,000円を56万円にそれぞれ引き上げるものでございます。これにより、5割軽減又は2割軽減が適用される納税義務者の範囲が拡充されることから、国民健康保険税の負担を軽減される方が増加することとなります。

なお、条例の施行日につきましては、政令の施行日に合わせ、令和7年4月1日といたしております。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中野 勝寛君）**

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中野 勝寛君）**

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分3件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（中野 勝寛君）**

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄議員。

**○議員（6番 田口 澄雄君）**

日本共産党の田口澄雄です。承認第3号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、反対意見を申し述べます。

我が国の賃金のピークは1996年、平成8年でした。それ以来、我が国の賃金は一貫して下がり続けています。その時の中間市の国保の所得割・均等割・平等割は、いずれも上がっています。所得割は11%が13.7%、国保被保険者一人当たりの均等割は1万

6,000円が、今は4万3000円です。そして、一世帯にかかる平等割は2万1,000円が、今では3万5,800円です。

また、国保の限度額は当時の50万円が、今回のこの案では109万円となります。あまりにも異常であります。

国保の限度額は、超高額の所得者だけではなく、家族数の多い世帯でも低い所得で均等割が加算され、それだけで限度額になりやすくなります。億の単位での所得者のような高額所得者とこれらの方が一様に限度額が適用される制度設計に、まず問題があります。

例えば、国保以外の被用者保険や公務員の加入する共済等では、被扶養者の増加は保険料に反映しません。こうしたことを考えても、もともと低所得者の多い国保の応益割課税という考え方そのものに問題があります。全国知事会や市長会は、1兆円の国庫繰入りで、こうした均等割や平等割という応益割の負担をなくすよう国に求めています。

以上のことから、そのことがなされていない下での、この条例改正案についての承認については、反対いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、承認第1号から承認第3号までの専決処分3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、承認第1号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（中間市市税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（中間市都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案について、賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

日程第5. 第32号議案

日程第6. 第33号議案

日程第7. 第34号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第5、第32号議案から日程第7、第34号議案までの各会計補正予算3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

第32号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算成立後、間もない時期ではございますが、その後の状況の変化により必要となった経費を計上するものでございます。

それでは、補正の主な内容について、歳出からご説明いたします。

まず、議会費におきまして、本年3月定例会市議会において、中間市議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例が可決され、議長において、議員によるハラスメントの事実関係の認定の申出があった場合に、円滑かつ公正な解決を図るための第三者調査委員会を設置することができるようになりました。これを受け、議員によるハラスメントに関する相談に対応し、必要に応じて迅速に調査ができるよう、第三者調査委員会の委員に対する報償費として60万円を計上いたしております。

総務費におきましては、デフレ脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、令和6年度に実施された定額減税を補足する給付に要する経費を計上しております。

具体的には、令和6年分の所得税及び定額減税の実績が確定したことに伴い、令和6年度の給付の対象者のうち、令和6年度に給付した額と確定額に基づき給付すべき額に差額が生じた方にその不足額を給付することとしております。また、個人事業主の家族従業員などの本人及び扶養親族等が定額減税の対象外であり、かつ、低所得世帯に対する給付金の対象にならなかった方に対して、定額減税と同額の4万円を給付することとしております。

これらの給付に必要な経費として、事務費に1,210万円を、事業費に1億5,520万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳入につきましては、国庫支出金において、先ほどご説明申し上げました給付金事業の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億6,730万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億6,733万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ192億515万1,000円とするものでございます。

次に、第33号議案、令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和6年度の間中市特別会計国民健康保険事業におきまして、歳出に対して歳入が不足する見込みであることから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、その不足分を令和7年度予算から繰上充用するために必要となる予算を計上するものでございます。令和6年度の決算見込みといたしましては、歳入総額は45億2,830万円、歳出総額は51億3,030万円となり、差引き6億200万円の不足が生じる見込みとなりました。

これを補填するため、令和7年度補正予算といたしまして、歳出につきましては8款の前年度繰上充用金に、また、歳入につきましては8款の諸収入に、それぞれ6億200万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ6億200万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,632万2,000円とするものでございます。

次に、第34号議案、令和7年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

令和6年度の間中市住宅新築資金等特別会計の決算見込みを算定いたしましたところ、歳入総額にあつては70万円、また、歳出総額にあつては3億1,870万円となり、差引き3億1,790万円の不足が生じる見込みとなりました。

これを補填するため、令和7年度補正予算といたしまして、歳出につきましては2款前年度繰上充用金に、また、歳入につきましては2款諸収入に、それぞれ3億1,790万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ3億1,792万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,866万4,000円とするものでございます。

なお、単年度収支におきましては、60万円の黒字決算となっております。

また、債権の回収による債務残高の減少に伴い、平成22年度決算額6億1,445万円に対しまして、令和6年度決算見込額は、3億1,871万円となっております。

今後につきましても、未収債権回収に鋭意取り組んでまいります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております各会計補正予算3件は、中間市議会会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

---

### 日程第8、第35号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第8、第35号議案、中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

第35号議案、中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、本市の基幹業務システムを国が定める標準化基準に適合するシステムに移行するに当たり、システムの標準機能として本市の住民基本台帳に記録されていない方、いわゆる住登外者を管理する機能が実装されたことに伴うものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、本市が独自に個人番号を利用する事務として、住登外者の情報の管理に関する事務を追加するとともに、個人番号の独自利用を行う事務を処理するために庁内連携により利用する特定個人情報として、住登外者の情報の管理に関する情報を追加するものでございます。

また、住登外者に関する情報は、その情報を保有する執行機関以外の機関においても利用する見込みであることから、他の執行機関に対する特定個人情報の提供に関する規定を設けております。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第35号議案は、中間市議会会議規則第37条第1項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

---

### 日程第9. 第36号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第9、第36号議案、中間市道路線の認定についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第36号議案、中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回、認定をいたします路線は、下大隈17号線の1路線でございます。この路線につきましては、大字下大隈地内の開発行為に伴い、本市が道路用地の帰属を受けたことにより、当該道路を市道として認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、平均幅員6.00メートル、実延長79.70メートルでございます。

以上のとおり、当該路線を市道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第36号議案は、中間市議会会議規則第37条第1項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

---

### 日程第10. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第10、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、中間市議会会議規則第85条の規定により、議長において、柴田芳信議員及び下川俊秀議員を指名いたします。

---

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時22分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            中 野 勝 寛

議 員            柴 田 芳 信

議 員            下 川 俊 秀